

医療法人 南秋会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、  
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日～ 令和11年9月30日までの 5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標：社員一人当たりの月平均残業時間を10時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和6年 11月～ 残業時間を削減する施策を経営会議の議題とする。
- 令和7年 1月～ 残業時間を減らす方針を社長から提示し、各事業所において所属長から残業時間削減のための取組を示す。
- 令和7年 3月～ 事業所ごとの業務状況の情報共有、上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行い、残業時間削減に取り組む